

1. フリーランス新法が施行されます

フリーランスという言葉が定着しました。メディアによく取り上げられるのは“輸送・配達”に従事している個人事業主達です。個人事業主ですから仕事中に事故に遭っても労働災害になりません。複数のフリーランスが就業時間を含む就業環境の改善や受託料の引上げ等を発注者側に申し入れても労働者ではないという理由で前向きな対応を引き出せませんでした。事故に遭って収入が途絶えれば生活も立ち行かなくなります。内閣官房が令和2年にフリーランスの実態調査をしたところ462万人が該当するという報告もなされています。就労人口は6700万人位なので7%弱の働き手がフリーランスとなる計算です。就業者の働く意識が多様化する中でフリーランスの占める比率が高まり**フリーランスを保護し職業生活が充実する為の法律**が成立しました。施行日は今年11月1日です。「当社には関係ない」と思うかもしれませんが、**外注・請負（業務委託）**をする際に本法の規定に抵触する可能性がありますので注意が必要です。

法律ではフリーランスと発注事業者の2者を取り上げています。**フリーランスとは業務委託の相手側であり従業員を使用していない者**を言います。個人又は法人は問いません。法人の場合は代表者以外に役員がいなくて済みます。要するに「従業員を使用していない」の解釈です。**本法での従業員とは「週20時間以上かつ31日以上雇用される者」となっています**。簡単に言えば有期雇用を含め雇用保険の被保険者で1か月以上勤務者とする者ということです。常時雇用する従業員がいなくて中小企業診断士等専門家もフリーランスになるんですね！ 発注先が株式会社等法人であっても社長一人のみの法人はフリーランス新法の対象です。建設業等で活躍している一人親方もフリーランスです。こうして考えるとフリーランス新法の網は結構広範囲に投げられていると感じます。

一方の**発注事業者は「フリーランスに業務委託する事業者で従業員を雇用する者」**が該当します。従業員の定義はフリーランスで説明している定義と同じです。法律第3条では「発注者側が取引条件の内容を明示する義務」が定められています。**書面又は電磁的方法にて給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を定めてフリーランスに明示しなければなりません**。また第5条では1か月以上の業務委託の場合という条件が付きますが**禁止行為が7項目記載されています**。例えばフリーランスに帰責事由がないのに報酬を減額することや返品をすることはしてはいけません。業務委託契約期間が6か月以上のときは**中途解約や契約更新をしないときは原則として30日前までに予告しなくてはなりません**（第16条）。労働者の保護の性格が強い労働基準法では法令違反に対する罰則が厳しいのですが、フリーランス新法は罰則を科すことによるルール順守という点では緩い感じです。所轄官庁は公正取引委員会、厚生労働省、中小企業庁となっています。新しい法律が施行される時最初から厳しい締め付けをすると企業側が委縮して経済活動の障害となることがあり得ます。**フリーランスの外、テレワーク、副業等時流に合わせた働き方が増えてきました。この流れは不可逆的です**。本法の主旨がある程度浸透していけば**禁止事項等が強化されかつ増える可能性**もあります。所轄官庁のHPで検索し本法の概要を知っておくことは決して損にはならないと思います。

2. 予算作成に係る新たな問題

現代を評して**VUCAの時代**と言われています。VUCAとは“**変動性・不可実性・複雑性・曖昧性**”を意味する英語の頭文字を採ったものです。先行きが不透明で将来予測が極めて困難になっているのです。政治の世界では石破内閣が誕生しました。総裁選決戦投票を前に高市早苗氏の勝利を予想して円安と株高が進行しましたが、石破茂氏が新総裁になると円高と株安へ反転し石破首相を牽制。その後また円安と株高へ反転。本当に金融資本主義は恐ろしい。アルゴリズムによって「儲かる」と予想するところに金が集まるのです。

前文が長くなりました。私が言いたいのは**些細な出来事がX倍で増幅した際となって突然と眼前に襲ってくる**ことがあるという事です。自然災害もそうです。適切な予防対策を打っていないという人災により自然災害の程度が格段に大きくなっています。会社経営での予実管理を考えてみます。予算を作成し実績との乖離を確認し有効な手立てを立案して実行する手法が予実管理です。数値予算は具体的に立案することが好ましいとされています。私もその様に考えていました。しかし予算に固執すると緊急的処案への対応が遅延するリスクもあります。**これからの予算作成に当たって考え方を大幅に変える必要がありそうです**。例えば**数値予算は大雑把でも良いとし詳細な予算は作成しない**のです。その一方で**何をするか」という成長ベクトルの作成は必須**です。そして成長ベクトルを確かにする為の**HOWは数多くリストUP**します。外部環境の変化に応じてもっとも最適かつ有効なHOWを順次実行していくという予実管理の時代になってきていると思うのです。

3. 出来る社長への道のり：家族内に支援者を（創業前⑤）

創業に挑戦する人達が増えているようです。大学在学中に創業する強者もいます。50代で早期退職後に在職期間中に習得した技術・スキルを活かして創業に挑戦する人もいます。定年後に好きな分野で働き続けたい人もいます。“**廃業率>開業率**”では**経済は落ち込みます**。老若男女や学歴、国籍等の別を問わず**創業に挑戦する人の増加は本当に良いこと**です。

創業時は“**ひと・もの・かね・情報**”等の経営資源が贅沢にありません。創業を決意した人の脳には**幸せホルモン**がドット出ています。失敗するとは考えず絶対に成功すると信じ切っています。車にはアクセルとブレーキがありますがアクセルを踏み放しの状態が続いていきます。ここに落とし穴があるのです。**車のスピードが速くなり過ぎると路上に物が落ちていても気づくのが遅くなります**。時には見過ごしてしまっています。ごく小さい落下物でも乗り越えてしまうと**横転するリスクが高まります**。**ブレーキ役をこなす同乗者が必要**です。

創業の準備に忙しくなると家庭サービスが疎かになります。これは創業後も同じく創業前以上に疎遠になる可能性が大です。**家族に創業することをしっかりと伝えて応援する旨の返事をもらっておくべき**です。事業には資金が必要です。どの程度の資金を事業に注ぎ込めるのか、その金額の同意ももらっておきます。創業前後に**順風満帆にコトが運ぶことは稀**でしょう。時には弱音を吐きたい時も訪れます。**心身の疲れをいやす場所、それが家庭**なのです。家庭内に**応援する人、支援する人を確保**しておきましょう。**心身を安楽における場所の確保で創業に向けて全力投球ができる**と考えて下さい。